

海外旅行傷害保険のあらまし (保険責任期間:最長90日)

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷害	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき……死亡後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生……後遺障害の程度に応じて死亡じたとき 後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払しますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	100万円を限度とし、事故日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇用費、医師・職業看護師の付添費 ③義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ④治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用(5万円限度)等 (1事故について20万円限度) (注)社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
疾病治療費用	①責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病しあつた医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジョイデス症、デング熱、頸団虫、エストストナイル熱、リバウイルス感染症、腎症候群出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニバウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。	2,000万円を限度として損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。 (注)損害賠償金および費用の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 (注)示談交渉サービスはありません。
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	1つ(組または1対)あたり10万円(航空券・乗車券等の損害については5万円)を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発券料、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注)お支払いする保険金の総額は、50万円を保険期間中の限度とします。 (注)修繕費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
携行品損害	被保険者所有の携行品(現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除きます)が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	100万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費(救援者3名まで) ③現地および現地までのホテル客室料(救援者3名かつ1名については14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥救援者の渡航費用および現地での諸経費(20万円限度) (注)救援者には捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。
救援者費用等	被保険者が責任期間中に ①事故により遭難(行方不明を含みます)されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。 ①宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故ごと等の他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
航空機遅延費用等	航空機を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着機の遅延によって搭乗する予定だった航空機に搭乗することができず、到着機の実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗することができなかつたとき。	
乗継遅延費用		

担保項目	こんなとき	お支払いとする保証金
出発遅延、欠航、搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空機について、出発予定期刻から4時間以上の出発遅延や航空機の欠航などで搭乗することができず、出発予定期刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗できなかつたとき。	1回の出発遅延、欠航もしくは欠航は搭乗不能について、下記費用を3万円限度としてお支払いします。 (以下は、前記の「乗継ぎ遅延様）
航空機屋正費用等	寄託手荷物遅延	1回の寄託手荷物の遅延に記載購入費用実費を10万円お支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれる着、寝間着等必要不可欠な購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれる用具、かみそり、くし等の生活購入費用、貸与費用。
寄託手荷物紛失	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから48時間以内に運搬されなかつた場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の紛失に記載購入費用実費を10万円お支払いします。 (以下は、上記の「寄託手荷物紛失）

(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出発し前日から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出発した日から最長90日間が補償されません。

(注)他のクレジットカード付帯の保険契約が死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高額を限度に投分割して保険金をお支払いします。

(注)出発前に特別な手続きは必要ありません。

(注)事故の発生日から90日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。

国内旅行傷害保険のあらま

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする場合
傷害死亡・後遺障害	<p>下記①から③)によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。</p> <p>①被保険者が公共交通用具に乗搭する以前に、その料金をクレジットカードで支払い、日本国内を旅行中、乗客として公共交通用具に搭乗中に傷害を被った場合。</p> <p>※航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続公共交通用具乗組 également含まれます。</p> <p>②被保険者が旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金をクレジットカードで支払い、またはノーカーボンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、日本国内を旅行中、宿泊者として宿泊施設に滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発による傷害を被った場合。</p> <p>③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行をクレジットカードにより事前にその料金を支払い、募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。</p>	<p>死亡された場合……死亡・後遺障害金の全額を支払います。</p> <p>後遺障害が生じた場合……後遺障害に対する応じて傷害保険金を100%を支払します。</p>
入院・手術・通院	<p>〈入院保険金〉 上記①から③)によりケガをして入院した場合(事故日から180日以内の入院が対象)。</p> <p>〈手術保険金〉 入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象)。</p> <p>〈通院保険金〉 上記①から③)によりケガをして通院した場合(事故日から180日以内の通院に対し90日を限度)。</p>	<p>入院の場合……5,000円(日額) 通院の場合……3,000円(日額) 手術の場合……5,000円×(手術回数×10倍～40倍) (注)入院保険金およびは、事故日を含め治療を終了された支払いの対象となる。</p>

(注)ノーカークンシステムとは、カード加盟店である旅行業者に対して、カードにより料金を支払うことを告げ行システムをいいます。

(注)募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程交通手段宿泊施設旅行代金が旅行会社により決められた者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定)です。

(注)会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とは異なります。

(注)募集型企画旅行に参加中では、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程による運送宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用し、その後の運送宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離は除きます。

(注)公共交通用乗具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によつて航空機、電車、船舶等をいいます(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシーやレンタカー・社用車は除く)。

(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金、入院・手術通院保険金が支払われる場合のカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。

(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。

(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損害保険ジャパン日本興亜へ連絡

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
■ゴールドカードゼン会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号
■海外での連絡先。
■日本国内からのご連絡先(国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります)

■日本国内からのご連絡元(国内小分け) 『賃貸休陥の補償対象事故』下記にあります。
損保ジャパン日本興亜事故受付デスク
(24時間受付、年中無休)

 0120-130-242 018-888-929

■海外メディカルヘルplineお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地			電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203	(無料電話)	アメリカ センター
	メキシコ	001-855-835-2554	(無料電話)	
	ブラジル	0800-892-1256	(無料電話)	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から アメリカ本土外から	804-673-1144 (1) 804-673-1144	
	中国（香港・マカオを除く）	800-810-9784	(無料電話)	
中国	香港	800-968-845	(無料電話)	中国センター
	マカオ	080-0382	(無料電話)	
	無料電話がご利用に なれない場合	中国国内から 中国国外から	010-8447-5985 (86) 10-8586-6149	
	台湾	00801-65-1166	(無料電話)	
	シンガポール	1800-3041756	(無料電話)	
アジア・ オセアニア・ グアム・ サイパン	マレーシア	1800-80-1013	(無料電話)	シンガポール センター
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から シンガポール国外から	6535-5554 (65) 6535-5554	
	韓国	00798-651-7029	(無料電話)	
	インドネシア	001-803-65-7187	(無料電話)	
	フィリピン	1800-1-651-0065	(無料電話)	
タイ	タイ	1800-600-234	(無料電話)	タイセンター
	ベトナム	12065143	(無料電話)	
	ケアン・サイパン	1877-232-0747	(無料電話)	
	オーストラリア	1800-553-152	(無料電話)	
	ニュージーランド	0800-44-9345	(無料電話)	
ヨーロッパ・アフリカ・ 中近東・ロシア	無料電話がご利用に なれない場合	タイ国内から タイ国外から	02-302-6535 (66) 2-302-6535	イギリス センター
	イギリス	0800-312-002	(無料電話)	
各センターに 連絡が取れない場合	フランス	0800-90-84-60	(無料電話)	
	イタリア	800-791-034	(無料電話)	
	ドイツ	0800-182-3992	(無料電話)	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から イギリス国外から	01444-444-851 (44) 1444-444-851	
	海外から	(81) 3-3811-8127	02-2911-8127	

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。
※夜間・週末等で、ゴールドカードセゾンの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲(日本語
通じる病院の紹介など)でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシングサービスのご提供はできませ
のでご了承ください。

■海外ホットライン・お問い合わせ

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地		電話番号		オフィス		
北米・中南米 ハイ・グアム サイパン	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ グアム・サイパン	1800-366-1572	(無料電話)	ロサンゼルス オフィス		
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	アリカ本土内から	949-437-9632			
		アリカ本土外から	(1)949-437-9632			
中国	中国(香港・マカオを除く)		800-820-8775	(無料電話)	上海オフィス	
	無料電話がご利用に なれない場合	中国国内から	021-6841-2029			
		中国国外から	(86)21-6841-2029			
アジア	香港・マカオ	2868-4392			香港オフィス	
	台湾	00801-855-769 (無料電話)				
	韓国	00798-8521-6279 (無料電話)				
	シンガポール	6738-3959			シンガポール オフィス	
	タイ	001-800-656-348 (無料電話)				
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	(65)6738-3959				
オセアニア	オーストラリア	1800-02-1066 (無料電話)			シドニー オフィス	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	オーストラリア内から	02-8218-5097			
		オーストラリア国外から	(61)2-8218-5097			
欧州・アフリカ 中近東・ロシア	イギリス	0800-028-89-32 (無料電話)			ロンドン オフィス	
	フランス	0800-770-241 (無料電話)				
	イタリア	800-781-810 (無料電話)				
	ドイツ	0800-182-1737 (無料電話)				
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から	020-8080-0250			
		イギリス国外から	(44)20-8080-0250			
各オフィスに 連絡が取れない場合	海外から	(81)18-888-9299			日本オフィス	
	日本国内から	0120-130-242 (無料電話)				
		018-888-9299				

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください

〔電話で利用上の注意点〕

- ※上記は、2019年3月現在となっており、今後変更することがあります。

 - (一) 国内番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。
 - 無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用になれない場合があります。その場合は「無料電話がご利用になれない場合」上記以外の国・地域からに記載の電話番号へコレクトコードでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申付けください。
 - 「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話(有料)」となりますので、コレクトコードでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申付けください。
 - 無料電話やコレクトコードを利用してになれない場合の電話料金はお客様負担となります。
 - 地域によっては国内電話料相当額が必要になる場合があります。
 - 宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客様負担となります。
 - 各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルpline東京センター(上記)」「海外ホットライン(日本オフィス上記)」または、他のセンター・オフィスへお問い合わせください。
 - お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承願います。
 - 各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。